

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名：事業計画の変更の認可
- ② 手続根拠：
 - ・海上運送法第11条
 - 海上運送法施行規則第8条
 - ・海上運送法第19条の3第3項
 - ・海上運送法第23条
- ③ 手続対象者：一般旅客定期航路事業者
特定旅客定期航路事業者
旅客不定期航路事業者
- ④ 提出時期：変更前（軽微な事項に係る変更は除く）
（標準処理期間1ヶ月（港湾管理者等に協議等を必要とする場合は2ヶ月・指定区間にあつては変更事項により6ヶ月）
- ⑤ 提出方法：次の(1)～(4)に係る事項を記載し、航路の拠点を所轄する地方運輸局等へ提出
 - (1)住所及び氏名
 - (2)変更しようとする事項（新旧の事業計画（変更に係る部分に限る。））
 - (3)変更の予定期日
 - (4)変更を必要とする理由
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先：	北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
	東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
	関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
	北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
	中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
	近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
	神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
	中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
	四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
	九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
	沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：管轄地方運輸局等

3. 手続情報

①不服申立方法：行政不服審査法の規定による